

公益財団法人日本健康・栄養食品協会
特定保健用食品技術部会 設置運営要項

(目的)

第1条 公益財団法人日本健康・栄養食品協会（以下「当協会」という。）特定保健用食品技術部会の設置運営に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(設置)

第2条 当協会に「特定保健用食品技術部会」（以下「部会」という。）を置く。

(運営)

第3条 部会は、当協会の事業運営方針に従い、その指導のもと、特定保健用食品に関する情報の収集、調査研究及び適切な知識の普及啓発を図るものとする。

(部会の構成員及び委嘱等)

第4条 部会に属する構成員（以下「部会員」という。）は、特定保健用食品部の会員企業又は団体に属する者から募集するものとし、参加を希望する場合は、所定の参加申込書を事務局に提出するものとする。

2 部会員は、理事長が委嘱し、任期は委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、交代における任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会員が退職、異動等やむを得ない理由により、部会に参加できなくなった場合は、事務局の承認を得て、その部会員と同じ企業に属する者と交代することができる。

(部会長等)

第5条 部会には次の部会長等を置くものとし、また必要により顧問を置くことができる。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 3名以内
- (3) 顧問 2名以内

(部会長等の選任と委嘱)

第6条 部会長等は、以下のとおり選任し、理事長が委嘱するものとする。

(1) 部会長は、部会員のうちから特定保健用食品部長に推薦された候補者から当該部会の総会において選任する。

(2) 副部会長は、部会員のうちから部会長の指名により選任する。

(3) 顧問は、部会長及び特定保健用食品部長が協議し選任する。

(部会長等の任期)

第7条 部会長等の任期は委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に部会長等に欠員を生じたときは、前条に準ずるものとする。ただ

し、交代における任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(部会長等の責務)

- 第8条 部会長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたるときは、その責務を代行する。
 - 3 部会員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(幹事会の設置)

- 第9条 部会に業務及び円滑な運営に関する重要事項を決議する機関として、幹事会を設置することができる。
- 2 幹事会は、部会長、副部会長及び部会長が部会員のうちから推薦し、特定保健用食品部長の同意を得た者とする。

(ワーキンググループ及びプロジェクトチーム等の設置)

- 第10条 部会長は、必要により特定保健用食品部長の同意を得て、ワーキンググループ（以下「WG」という。）及びプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置くことができる。
- 2 WGは主として年度初めの計画で掲げた課題を遂行するものとし、PTは迅速に対応する必要がある緊急課題を遂行するものとする。

(リーダー等)

- 第11条 各WG及びPTには、次のリーダー等を置くことができる。
- (1) リーダー 1名
 - (2) サブリーダー 5名以内

(リーダー等の選任)

- 第12条 リーダー及びサブリーダーは、各WG及びPT会議において、その属する部会員のうちから互選により選任するものとする。

(会議等)

- 第13条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 リーダーは、WG及びPTの会議を招集し、その議長となる。
 - 3 部会長又はリーダーは、必要により、事務局の同意を得て当該調査研究事項に関して識見を有する者を会議等に招致することができる。

(代理者の出席)

- 第14条 会議に部会員がやむを得ない理由により出席できない場合には、部会長、リーダー又は事務局の承認を得て、代理者を出席させることができる。

(合議)

- 第15条 会議等において決議を必要とする場合は、出席した部会員の合議をもって

行うものとする。

- 2 合議する内容等については、事前に部会長及び特定保健用食品部長が協議するものとする。

(総会等)

第16条 部会は毎年4月に総会を開催するものとする。また必要により、臨時総会を開催することができる。

(議事録)

第17条 会議等の議事については、次の事項を記載した議事録を部会員が作成し、事務局が保管するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した部会員の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨

(旅費等)

第18条 総会、会議等に係る部会員の旅費交通費等は、部会員が負担するものとする。

(事務局)

第19条 部会等の事務局は、当協会の特定保健用食品部に置く。

- 2 事務局は、運営に関する事務手続き等を掌理するものとする。

(雑則)

第20条 この要項は、部会長及び特定保健用食品部長が協議し、理事長が定める。

(改廃)

第21条 この要項の改廃は、部会長及び特定保健用食品部長協議し、理事長の承認を経て行う。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

改 正

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から施行する。